

平成 21 年度第 1 回

益城町公売会のお知らせ

町県民税・固定資産税・国保税等の徴収のため、差し押さえた家電製品や貴金属等の動産を公売します。

町では、町税の徴収向上に取り組んでいますが、このたび滞納者から差し押さえた財産の公売会を次のとおり開催する予定です。

1. 日 時

6 月 14 日（日）
午前 9 時開場（予定）

2. 場 所

町民体育館（役場北側）

3. 公売物件

電化製品・その他約 150 点

4. 公売方法

入札による。なお、公売物件の引渡しは、買受代金納付時の現況で行います。

5. 当日必要なもの

- ①印鑑（認め印で可。法人の場合は、代表者印）
- ②購入代金（入札金額）
- ③本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）
- ④委任状（代理人が入札する場合）



公売会のようす



家宅捜索によって差し押さえた電化製品



タイヤロックを行った乗用車

税金の納税率アップのため さらなる徴収（滞納処分）を 強化します

役場税務課納税係では、財政健全化、納税者の公平性を図るため、本年度もより一層の徴収強化（滞納処分）に取り組めます。

滞納処分とは、徴税吏員（町長から滞納処分に関する職務権限が与えられた職員）が国税徴収法に基づき、滞納者の不動産（土地・建物）、給与、出資金、国税還付金、生命保険、自動車、預貯金などの財産を調査し、差し押さえて強制徴収するものです。また、家宅捜索と呼ばれる強制的な滞納者宅の捜索も実施し、動産（自動車・骨董品・電化製品・貴金属などの売却可能な財産）を差し押

昨年度の家宅捜索件数

70 件

昨年度の滞納処分の実績

差し押さえた種類	件数
預貯金	522 件
車両	10 件
生命保険	6 件
不動産	4 件
所得税還付金	17 件

夜間納税相談

毎週水曜日
午後 8 時 30 分まで

休日納税相談

毎週第 3 日曜日
午前 9 時から
午後 4 時まで

納税は、
国民の義務です!!

※徴収は、国税徴収法第 142 条の規定により行い、妨害をした場合には、刑法第 95 条により公務執行妨害で罰せられます。

※納税相談もない、納税相談をされても分納等約束を守らない滞納者を対象に執行します。

さえ、公売会などで換価し、滞納者の未納税分に充当しています。なお、公売前に滞納額の全額納付があれば返却します。

今後も、滞納者宅の家宅捜索は随時実施することとしています。